神奈川県協定締結医療機関設備整備費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の３第１項に規定する医療措置協定を締結する病院、診療所（以下「協定締結医療機関」という。）の開設者が行う設備整備事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象事業）

第２条　補助の対象とする事業は、令和６年３月１日医政発0301第２号厚生労働省医政局長通知「新興感染症対応力強化事業の実施について」に基づき協定締結医療機関の開設者が実施する新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）とする。

（補助額の算定方法）

第３条　補助額は、次により算定する。

（１）前条に規定する事業について、別表の第１欄に定める種目ごとに第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

（２）前号により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第４欄に定める補助率を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。

（利益等の排除）

第４条　補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社調達又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第８条に規定する関係会社からの調達がある場合、次のとおり、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

（１）補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下のア～ウの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

ア　補助事業者自身

イ　100％同一の資本に属するグループ企業

ウ　補助事業者の関係会社（上記イを除く。）

（２）利益等排除の方法は、次のとおりとする。

ア　補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ　100％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は０とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ　補助事業者の関係会社からの調達の場合（上記イを除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は０とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（申請書の提出）

第５条　補助金の交付の申請をしようとする者は、交付申請書（第１号様式）に必要な書類を添えて、別に定める期日までに提出するものとする。

２　補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（暴力団排除）

第６条　神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員

（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団

（３）法人にあっては、代表者又は役員のうちに第１号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

（４）法人格を持たない団体にあっては、代表者が第１号に規定する暴力団員に該当するもの

２　知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

３　知事は、補助事業者が第１項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の交付決定及び通知）

第７条　知事は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定を行い、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した補助金交付決定通知書及び変更交付決定通知書を申請者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知するものとする。

（交付条件）

第８条　規則第５条の規定による条件は、次のとおりとする。

（１）補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、経費の10％以内の変更については、この限りでない。

（２）補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

（３）補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

（４）補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（５）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

（６）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
（７）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
（８）補助事業を行うために締結する契約については、競争入札に付するなど、適正かつ効率的に行われるようしなければならない。
（９）補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。
（10）その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

（変更の承認）
第９条　前条第１号から第３号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、変更（中止、廃止）承認申請書（第３号様式）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載し知事に提出しなければならない。

（申請の取り下げのできる期間）
第10条　規則第７条第１項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

（状況報告）
第11条　補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、事業実施状況報告書（第４号様式）で知事に報告しなければならない。

（実績報告）
第12条　規則第12条の規定による実績報告は、事業実績報告書（第５号様式）に必要な書類を添えて、事業完了の日から起算して１月を経過した日（第９条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して１月を経過した日）又は別に定める日のいずれか早い日までに知事に報告するものとする。
２　消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

（補助金の額の確定）
第13条　知事は、補助事業の完了又は中止等に係る前条の実績報告書の提出があ

ったときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

２　知事は、前項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

３　補助事業者は、前項の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条　消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第２号様式）により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

２　知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第15条　規則第17条ただし書の規定により知事が定める期間並びに同条第２号及び第３号の規定により、知事が定める財産の種類は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に準ずるものとする。

（財産の処分の承認）

第16条 財産の処分の承認については、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」によるものとする。

（書類の整備等）

第17条　補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければな

らない。

２　前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度（額の確定の日が３月31日以前の場合は、翌年度）の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得、又は効用の増加した価格が単価50万円以上（民間団体にあっては30万円以上）の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は第15条に定める財産の処分の制限期間が経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

３　補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第18条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

（１）住所又は氏名を変更したとき。

（２）その他申請内容に変更があったとき。

附　則

この要綱は、令和６年８月15日から施行する。

別表

１　種目	２　基準額	３　対象経費	４　補助率
病床確保に係る 協定締結 医療機関	(1)簡易陰圧装置 １病床当たり 4,320,000円 (2)検査機器 （PCR検査装置） １台当たり 9,350,000円 (3)簡易ベッド １台当たり 51,400円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な簡易陰圧装置、検査機器（PCR検査装置）、簡易ベッドの購入費 （ただし新規購入及び増設する場合に限る。）	10分の10
発熱外来に係る 協定締結 医療機関	(1)検査機器 （PCR検査装置） １台当たり 9,350,000円 (2)簡易ベッド １台当たり 51,400円 (3)HEPAフィルター付き空気清浄機 （陰圧対応可能なものに限る） １施設当たり 905,000円	発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な検査機器（PCR検査装置）、簡易ベッド、HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）の購入費 （ただし新規購入及び増設する場合に限る。）	10分の10

第１号様式（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

年　　月　　日

神奈川県知事　殿

郵便番号

所在地

提出者氏名
又は名称

年度神奈川県協定締結医療機関設備整備費補助金交付申請書

神奈川県協定締結医療機関設備整備費補助金交付要綱第５条第１項の規定に基づき次のとおり補助金の交付を申請します。

１　補助申請額　　金　　円

２　施設の名称

３　事業区分　　新興感染症対応力強化事業
（協定締結医療機関設備整備事業）

４　経費所要額調　　別紙１のとおり

５　事業計画書　　別紙２のとおり

６　歳入歳出予算書抄本　　別紙３のとおり

７　添付書類
（１）見積書の写し
（２）役員等氏名一覧表（第１号様式付表）
（３）その他参考となる資料

別紙１

経　費　所　要　額　調

補助事業者名：

単位：円

施設名	開設者	補助事業名	（A） 総事業費	（B） 寄付金その他の収入額	（C）＝A－B 差引事業費	（D） 対象経費の支出予定額	（E） 基準額	（F） 選　定　額	（G） 補助基礎額	（H） 補助率	（I） 補助基本額	（J） 内示額	（K） 補助額
		新興感染症対応力強化事業（簡易陰圧装置）	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円
		新興感染症対応力強化事業（PCR検査装置）	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円
		新興感染症対応力強化事業（簡易ベッド）	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円
		新興感染症対応力強化事業（HEPAフィルター付き空気清浄機）	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円
												補助額合計	

（記入要領）

1．選定額（F）は、（D）欄と（E）欄を比較して少ない方の額。

2．補助基礎額（G）は、（C）欄と（F）欄を比較して少ない方の額。

3．補助基本額（I）は、（G）欄に補助率10／10を乗じた額。ただし、千円未満の端数は切り捨てる。

4．補助額（K）は、（I）欄と（J）欄を比較して少ない方の額。

別紙２

事　　業　　計　　画　　書

１．施設の名称
２．施設の所在地
３．事業の種類　　新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）
４．設備整備の内容

品　　名	銘　柄	規　格	員　数	単　価	金　額	設置場所	備　考
１．補助対象事業分				円	円 0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
小計	－	－	－	－	0	－	－
２．補助対象外事業分				円	円 0		
					0		
					0		
					0		
					0		
小計	－	－	－	－	0	－	－
合計	－	－	－	－	0	－	－

別紙３

歳入歳出予算書抄本

＜本年度分＞

歳　　入		歳　　出	
項　　目	金　　額	項　　目	金　　額
国　庫　補　助　金		新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）の内簡易陰圧装置	
都 道 府 県 補 助 金		新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）の内PCR検査装置	
一　　般　　財　　源		新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）の内簡易ベッド	
寄 付 金 そ の 他 収 入		新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）の内HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なもの）	
合　　計	円	合　　計	円

この抄本は原本と相違ないことを証明します。

年　月　日

氏名又は法人名称
（法人の場合は代表者氏名も記載）

第２号様式（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

年　月　日

神奈川県知事　殿

郵便番号

所在地

提出者氏名
又は名称

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年　月　日付け　第　　号をもって交付決定のあった神奈川県協定締結医療機関設備整備費補助金について、神奈川県協定締結医療機関設備整備費補助金交付要綱第14条第１項の規定に基づき、次のとおり報告します。

１　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金　　円

２　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）

金　　円

３　添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

第３号様式（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

年　　月　　日

神奈川県知事　殿

郵便番号

所在地

提出者氏名
又は名称

年度神奈川県協定締結医療機関設備整備費補助金変更（中止、廃止）承認申請書

年　月　日付け　第　　号をもって交付決定のあった神奈川県協定締結医療機関設備整備費補助金 について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、神奈川県協定締結医療機関設備整備費補助金交付要綱第９条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

１　変更（中止、廃止）の内容

事業区分	変更（中止、廃止）前	変更（中止、廃止）後

２　変更（中止、廃止）の理由

第４号様式（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

年　　月　　日

神奈川県知事　殿

郵便番号

所在地

提出者氏名
又は名称

年度神奈川県協定締結医療機関設備整備費補助金の事業実施状況報告書

年　月　日付け　第　　号をもって交付決定のあった神奈川県協定締結医療機関設備整備費補助金に係る実施状況に関し、神奈川県協定締結医療機関設備整備費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり報告します。

１　補助事業の遂行状況

２　補助事業の経費の執行状況

３　添付書類　（別に定める様式のとおり）

第５号様式（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

年　月　日

神奈川県知事　殿

郵便番号

所在地

提出者氏名
又は名称

年度神奈川県協定締結医療機関設備整備費補助金の事業実績報告書

年　月　日付け　第　　号をもって交付決定のあった神奈川県協定締結医療機関設備整備費補助事業を完了しましたので、神奈川県協定締結医療機関設備整備費補助金交付要綱第12条第１項の規定に基づき、次のとおり報告します。

１　補助精算額　　金　　円

２　施設の名称

３　事業区分　　新興感染症対応力強化事業
（協定締結医療機関設備整備事業）

４　経費所要額精算書　　別紙１のとおり

５　事業実績報告書　　別紙２のとおり

６　歳入歳出決算書抄本　　別紙３のとおり

７　添付書類

（１）納品書の写し及び請求書の写し

（２）その他参考となる資料

別紙１

経　費　所　要　額　精　算　書

補助事業者名:

単位：円

施設名	開設者	補助事業名	（A） 総事業費	（B） 寄付金その他の収入額	（C）＝A－B 差引事業費	（D） 対象経費の実支出額	（E） 補助基準額	（F） 選　定　額	（G） 補助基本額	（H） 補助率	（I） 補助基礎額	（J） 交付決定額	（K） 補助額
		新興感染症対応力強化事業（簡易陰圧装置）	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円
		新興感染症対応力強化事業（PCR検査装置）	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円
		新興感染症対応力強化事業（簡易ベッド）	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円
		新興感染症対応力強化事業（HEPAフィルター付き空気清浄機）	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円
												補助額合計	

（記入要領）

1. 選定額（F）は、（D）欄と（E）欄を比較して少ない方の額。
2. 補助基本額（G）は、（C）欄と（F）欄を比較して少ない方の額。
3. 補助基礎額（I）は、（G）欄に補助率10／10を乗じた額。ただし、千円未満の端数は切り捨てる。
4. 補助額（K）は、（I）欄と（J）欄を比較して少ない方の額。

別紙２

事　業　実　績　報　告　書

１．施設の名称
２．施設の所在地
３．事業の種類　　新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）
４．設備整備の内容

品　名	銘　柄	規　格	員　数	単　価	金　額	設置場所	備　考
１．補助対象事業分				円	円 0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
小計	－	－	－	－	0	－	－
２．補助対象外事業分				円	円 0		
					0		
					0		
					0		
					0		
小計	－	－	－	－	0	－	－
合計	－	－	－	－	0	－	－

別紙３

歳入歳出決算書抄本

＜本年度分＞

歳　　入		歳　　出	
項　　目	金　　額	項　　目	金　　額
国　庫　補　助　金		新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）の内簡易陰圧装置	
都 道 府 県 補 助 金		新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）の内PCR検査装置	
一　　般　　財　　源		新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）の内簡易ベッド	
寄 付 金 そ の 他 収 入		新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）の内HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なもの）	
合　　計	円	合　　計	円

この抄本は原本と相違ないことを証明します。

年　月　日

氏名又は法人名称
（法人の場合は代表者氏名も記載）

第１号様式付表（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

役員等氏名一覧表

令和　　年　　月　　日現在の役員

【記入上の注意】

氏名については姓と名の間にスペースを入れてください。

生年月日は、最初の欄に元号をT(大正）・S(昭和）・H(平成）から選択し、年月日はそれぞれ二桁で記入してください。

性別は、M（男）、F（女）のいずれかを選択してください。

No.	役職名	氏　名	氏 名のカナ	生年月日				性別	住所
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

記載されたすべての者は、申請者、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意していることを証します。

氏名又は法人名称	
代表者氏名（法人の場合）	

（注）(1) 補助事業者が個人の場合、申請者について記載

(2) 補助事業者が法人の場合、代表者及び全ての役員について記載

(3) 補助事業者が法人格を持たない団体の場合、当該団体の代表者について記載